

徳島県診療所等物価支援事業実施要領

1 本要領の目的

本要領は、徳島県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業補助金交付要綱第18条の規定に基づき、診療所等物価支援事業（以下「本事業」という。）に係る補助金の交付に関し、必要な事項について定めるものとする。

2 事業の概要

本事業は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、診療所及び薬局に対して診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための経費を支援し、もって地域医療提供体制の確保を図る。

3 補助対象

本事業の補助対象者及び対象事業は、次のとおりとする。

(1) 補助対象者

徳島県内に所在する有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局（訪問看護ステーションを除く。）であって、健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設とする。

(2) 対象事業

対象事業者が給付金を活用して、診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応し、経営の改善を図る事業とする。

4 交付要件

- (1) 給付金の支給を受けた無床診療所（歯科）にあつては、歯科技工所への委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮すること。
- (2) 令和8年1月1日において廃院・廃止していないこと。

5 補助の流れ

- (1) 補助事業者は、県が別途指示する日までに補助金交付申請書（様式第1号）、経費所要額調（様式第2号）及び事業計画書兼精算書（別紙様式1）を県に提出する。
- (2) 県は補助金申請者に対して補助金交付決定を行う。
- (3) 県は、原則として精算払いにより補助金を交付する。補助事業者は、補助金を請求する場合、補助金請求書（様式第5号）に交付決定書を添付して県に提出する。

6 附則

この要領は、令和8年2月17日から施行し、令和7年4月1日以後に行う事業について適用する。